

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

井上課長補佐	それでは開会前に本日ご欠席されております委員をご報告いたします。 被保険者代表 田邊俊雄委員、医師等代表 歌川祐二委員、堀内泰宏委員、 並びに八木正成委員、被用者保険代表 菅原裕宏委員より欠席のご報告を いただいております。
寺田課長	本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます ございます。 ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして、資料の確認をお願い いたします。 本日は、議案書及び参考資料の2冊をあらかじめ送付しております。 また、本日机上に「平成31年度 給付費の推計結果」というA4用紙1 枚の資料をお配りしております。 それと、大変申し訳ありませんが、あらかじめ配付しております参考資料 の中の5ページの県内市町村の法定外繰入及び基金残高の状況の中の上 段部分で、各年度の法定外繰入額を記載しておりますが、法定外繰入額 の文字に誤りがありましたので、誠に申し訳ありませんが、机前にお配 りの正誤表のとおり訂正させていただきます。 以上ではあります、資料等の不足などありましたら事務局にお申し付け くださいますようお願いいたします。 (資料の有無を確認)
寺田課長	それでは、ここからの会議の進行は、協議会規則の定めにより会長からお 願いいたします。
羽下会長	それでは出席は12名で過半数に達しておりますので、これより平成30年 度第2回五泉市国保運営協議会を開会いたします。 次に、協議会規則第4条の規定により会議の公開について委員の皆さまに お諮りいたします。本日の会議を公開することにご異議等ございますか。 (異議なしの声)
羽下会長	異議等ございませんので本日の会議を公開いたします。 本日傍聴者はいらっしゃいますか。
井上課長補佐	お二人の方から傍聴の申し出を受けております。 (傍聴者が入場)
羽下会長	今年から県主導で運営されております。 これから資料等で説明があると思いますので、真剣な議論をお願いしたい と思います。 続きまして、市長からご挨拶をお願いします。

伊藤市長	<p>本日は、ご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆さまには、日ごろから国保の運営はもとより、市政全般にわたりご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、7月に開催いたしました第1回運営協議会では、平成29年度の収支について、約1億5千万円の黒字になる見込みとご説明させていただきましたが、9月定例会で決算を認定いただき、予定どおりの金額を繰り越すことができました。これにつきましては、国などからの交付金の返還金を除く約3,000万円を基金として積み立てる予定としているところであります。</p> <p>しかしながら、後ほどご説明を申し上げますが、本市の国保財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況で、被保険者数が年々減少する中で、1人当たりの療養給付費などは上昇しており、この基金につきましても将来的な展望に立ちますと、まだまだ十分なものとは言えず、さらなる国保財政の健全運営と被保険者はもとより、市民全体の健康づくりに注力していかなければならないと思っております。</p> <p>このような中で、本市におきましては平成31年度の予算編成作業を進めているところであり、国民健康保険特別会計におきましても、国保運営が適正かつ円滑に進められるよう、予算案を作成することとしております。つきましては、その基礎数値となる平成31年度の国民健康保険税の税率等について、本日は委員各位から充分なご審議をいただきたく、お集まりいただいたところでありますので、ご意見、ご要望等をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。あいつに代えさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願いたします。</p>
羽下会長	<p>傍聴者の方は、配付いたしました遵守事項をお守りください。</p> <p>それでは議事のとおりに進めていきたいと思っております。</p> <p>次第3、議事に移ります。</p> <p>日程第1 議第1号 平成31年度五泉市国民健康保険税の税率等について、市長の説明を求めます。</p>
伊藤市長	<p>議第1号 平成31年度五泉市国民健康保険税の税率等について、ご説明申し上げます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>この度、平成31年度五泉市国民健康保険特別会計の収支見込みについて、平成30年度と同様の税率及び額によりまして試算した結果、一般会計からの法定外繰入金を計上しない中でも、収支の均衡を図ることができる見込みであります。</p> <p>つきましては、平成31年度の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金等分並びに介護納付金分の税率等を据え置いたうえで、事業運営を図ってまいりたいというものであります。</p> <p>以上、国民健康保険税の税率等についてご説明申し上げますが、詳細につきましては市民課長に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。</p>
羽下会長	<p>寺田課長お願いします。</p>
寺田課長	<p>それでは、議第1号 平成31年度五泉市国民健康保険税の税率等について、ご説明申し上げます。</p>

議案の内容につきましては、今ほど市長からご説明がありましたとおり、平成 31 年度の保険税の税率等は 30 年度の税率等を据え置くこととするものであります。

これにつきましては、参考資料に記載の国保会計の試算をもとに、ご提案させていただいておりますので、私の方では参考資料の説明をさせていただきます。

はじめに、1 ページをお開きください。

これまでの保険税率等の改定状況であります。

医療給付費分及び介護納付金分につきましては、平成 25 年度に改定して以降、据え置いており、後期高齢者支援金分につきましては、今年度、3 方式を 2 方式とすることと、それにより応益割の税額をご覧のとおり変更させていただいたところであります。

なお、下段の参考につきましては、上段の税率等を踏まえた上で、当初予算に計上した法定外繰入の金額と決算をした際の実際に繰り入れた金額を記載したところであります。

なお、平成 30 年度につきましては、現段階では収支バランスに大きな隔たりはなく、この後、保険給付費に大きな変動がなければ、法定外繰入をしなくてもよいのではないかと見込んでおるところであります。

続きまして、2 ページをお開きください。

平成 30・31 年度の国民健康保険特別会計の収支見込みを記載しております。

なお、この見込みにつきましては、平成 30 年度はただいま開会中の 12 月市議会定例会でご審議いただいております 12 月時点での収支見込みであります。

また、31 年度につきましては、歳入の国保税は、現行の税率等を用いて保険税を算出しており、その他の収入につきましても、歳出の保険給付費の伸びをもとにした普通交付金や県から示された特別交付金、保険基盤安定繰入金などを見込んで歳入を試算しております。

また、歳出につきましても、過去の保険給付費の上昇を踏まえた保険給付費や県から示された現段階では確定ではなく、仮の金額ではありますが、県に納付する納付金を見込んだ試算となっております。

31 年度につきましては、現時点での試算では、国保税を据え置くことによって、収支のバランスは取れ、適正な事業運営を図ることができるものと考えております。

続きまして、3 ページをお開きください。

国保税の収納率及び特定健診実施率の推移についてであります。

これにつきましては、現年度分の保険税では平成 24 年度から 27 年度までは 93% 台を推移してきたところではありますが、その後の 2 ケ年度は市民の皆さまのご理解とご協力により 95% 台と上昇しているところであり、今後もこの維持・向上を目指してまいりたいと思っております。

なお、医療費の上昇を抑制するための施策として、本市におきまして啓発と取り組みを強化しております特定健診につきましては、各地域や医師会の皆さまなど、多くの方々のご協力を賜り、平成 29 年度は確定値ではなく速報値になりますが、受診率が約 3% 向上し、42.4% となりました。今年度も新たな取り組みを加えまして、受診率のさらなる向上を図り、病気の早期発見、早期治療により、医療費の増加の大きな要因の一つであります病気の重症化を予防してまいります。

続きまして、4 ページに記載の被保険者数と療養給付費の年度比較であり

	<p>ます。</p> <p>こちらは、平成 23 年度から 30 年度までの年間平均被保険者数と 1 人当たりの療養給付費の推移を表したものであります。ご覧のとおり、被保険者数が年々減少している一方で、療養給付費が増加傾向にあり、この結果、国保の財政運営は年を追うごとに、非常に厳しくなっているところであり、歳入の確保と健康づくりや医療費適正化による歳出の抑制への取り組みがより重要となってくるものと考えております。</p> <p>続きまして、5 ページであります。</p> <p>こちらは、県内市町村の法定外繰入及び基金残高の状況についてであります。</p> <p>この中で、特に本市の財政調整基金の残高の状況であります。現在の基金の残高は 52 万 3 千円で、平成 29 年度の被保険者数で割ると一番右の欄に記載のとおり 1 人当たりの保有高は 45 円と、県内自治体の中でも下から数え 4 番目の少なさとなっております。</p> <p>なお、平成 30 年度につきましては、9 月市議会定例会におきまして、3,000 万円を基金に積み立てる補正予算を上程し、ご承認をいただいているところではあります。しかしながら、これを加えたとしても、1 人当たりの基金保有高は約 2,600 円ほどと決して額が多いとは言えない現状にあります。</p> <p>さらに、本日机上に配付しております平成 31 年度給付費の推計と題しております資料をご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、国が示した給付費の推計方法に基づき、県が県内市町村の平成 31 年度の療養給付費を推計したものです。ご覧のとおり五泉市の給付費は、表の下から 4 列目に記載のとおり 41 億 9,501 万 6,255 円と推計され、1 人当たりの給付費にいたしますと、38 万 3,597 円と昨年度に比べ 6.4% 上昇し、県内 30 市町村中 3 番目に多く給付費がかかるものと推計されております。</p> <p>このように、保険給付費が上昇することが見込まれる状況に加えまして、県内の保険料の平準化が議論されているものの、いまだ先が見えない現状にあること、また国保会計の不足を緊急的に補う法定外繰入につきましては、廃止するよう国から指導されていること、さらには、歳入不足が生じた際に県の基金から借り入れることができますが、その返済のため、翌年度以降に負担が増えることなど、様々な事情を考慮した結果、平成 31 年度の保険税率等につきましては、据え置いたうえで、保険事業を適切に運営したいというものであります。</p> <p>議案第 1 号の説明につきましては、以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
羽下会長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまのご説明に対してご質疑ありますか。</p>
桑原委員	<p>平成 27 年度から 28 年、29 年と収納率がこのグラフから見るとぐっと上がっていますが、これは経済状況がぐっと上がったのでしょうか。</p> <p>それとも、職員の方の回収方法でなにか工夫とか何かあったということでしょうか。</p>
羽下会長	<p>では税務課長。</p>

伊藤課長	<p>今のご質問に答えます。</p> <p>平成 24 年からなかなか税率が上がっていかなかったということで、28 年、29 年につきましては国保の徴収に力を入れて取り組んだ結果と思っております。以上でございます。</p>
桑原委員	<p>わかりました。</p> <p>たぶん高い数値かと思われるのですが、滞納している方に対してサービスを提供する事があるのかどうかと、あとは滞納している方に対してサービスを提供する場合に、その滞納分を充当するような償還するようなことをされているのでしょうか。</p>
寺田課長	<p>滞納されている方につきましては、重ねて納税をしていただくようにこちらから働き掛けをさせていただいているところです。</p> <p>なお、そういう督促と申しますか催促に応じて少しずつでも収めていただけるような計画を実行していただけるという状況であればサービスの切り下げ等はいたしておりません。ただ、滞納額が累積してきて私どもの納税の呼び掛け、相談等にも一切応じていただけないということが重なってまいりますと、場合によりましては通常皆さまにお渡ししております保険証は窓口で 3 割を負担していただくことによって医療を受けていただくことができるわけですが、保険証を短期間とする短期証を発行する場合、それから、さらに重くなりますと資格証と申しまして、一旦窓口で 10 割ご負担いただくのち申請によりまして 7 割を払い戻していただくというような処置をとるようなこともあります。なお、こういう場合につきましては、いま委員がお尋ねされたように償還する 7 割分の本人にお返しする分につきましては、窓口で納税をしていただけないかというご相談をすることもいたしております。</p>
桑原委員	<p>出産一時金みたいな場合は、その時にも滞納している時に「あなた滞納していますから。」という働き掛けとか、あと若い方だとご自宅が無かったり知らなかったりすることがあるかと思うのですが、それによって払ってくださる方がいたりするというケースがあるのでしょうか。</p>
寺田課長	<p>ただいま、ご質問がありました出産の際の分娩費用の給付について、これは分娩する際の病院に対する支払いに充てていただくべき給付金でございますので、現在のところ、そのお金で税のところに充てるというようなご相談はいたしておりません。</p> <p>出産一時金を税の滞納分に充てるというようなご相談の対象にはいたしておりません。</p>
桑原委員	<p>それはそうだと思うのですが、そのご案内するというか「あなたには滞納がございます。」というようなお知らせは、「サービスを提供する時に、サービスは提供されるのですが、実はあなたには滞納があるので滞納分を払っていただけませんか。」と勧めるという勧奨活動をしているかどうか。</p>
寺田課長	<p>先ほどお答え申し上げたように、現在の出産の給付金の支給時にそのような働き掛けは実際具体的に行っておりませんが、いま委員がおっしゃるような滞納が累積しておられる方につきましては、ご案内の際にそういう働き掛けをすることを今後検討させていただきたいと思っております。</p>

羽下会長	<p>ので、少し検討のお時間をいただきたいと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
羽下会長	<p>議第1号に対する質疑を終了いたします。 お諮りをいたします。 議第1号について原案のとおり答申することにご異議ございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
羽下会長	<p>原案のとおり答申することに決定いたしました。 なお、ただいまの委員からのご提案につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう協議会として要望いたします。 そのほか、何かありますか。</p>
井上課長補佐	<p>それでは、その他といたしまして国保運営協議会の視察研修について、ご説明いたします。 参考資料6ページをご覧ください。 ご承知のとおり、本協議会による先進地視察は2年に1回実施しているところであり、31年度が実施の年となります。 次年度につきましては、1番の視察のテーマの①から③の事項について、特に先進的な取り組みや効果の大きい事業を実施している県外市町村を視察できればと考えております。 次に、視察日程であります。例年同様一泊二日で公用車にて移動ができる範囲での訪問を考えております。 また、研修の期日であります。来年は10月に任期満了によります市会議員選挙が予定されております。本協議会の委員には多くの議員の皆さまからのご就任いただいておりますことから、次年度は4年前と同様に7月頃を目途に実施できればと考えているところであります。 委員の皆さまから、「この自治体の取り組みをぜひ視察したい。」などのご要望がございましたら、ご連絡いただければありがたいと思っております。 研修については以上でございます。 続きまして、次回、第3回の国民健康保険運営協議会の開催についてであります。 次回につきましては、平成30年度の国保会計の状況と平成31年度の予算案をご審議いただきたく、例年同様、2月上旬に開催したいと考えております。 日程が決まり次第、早めにご案内をいたしますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。 事務局からは以上であります。</p>
羽下会長	<p>ただいまの説明に対してご質疑ありませんか。</p>
桑原委員	<p>今日欠席されている方5名いらっしゃって、その中に隣の方もいらっしゃって、いま勤務中ということで来られないということですが、日程調整す</p>

	<p>る時になかなか平日の日中空けられないお仕事の方もいらっしゃると思われませんが、その辺の日程調整というのはされているのでしょうか。</p>
寺田課長	<p>委員の先生方のご都合もお聞きした上で日程の調整をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ただ、大勢の委員の皆さんがおられますので、なかなか結果といたしまして全員の皆さまのご都合と合わせられない場面がございましたら、ご了承をいただけたらと思っております。</p>
桑原委員	<p>私は個人的にいつでも大丈夫なので、なかなか日程が合わせづらい方に合わせたほうがいいのではないかという意見です。</p>
羽下会長	<p>はい、わかりました。</p> <p>とりあえず、先生方の日程が最優先されているので、それはご了承をいただきたい。</p> <p>ほかにございますか。</p>
佐藤委員	<p>参考資料6ページ。国保運営協議会視察研修について、研修期日ですが平成24年度10月8日～10月9日とありますが、研修の視察地で平成24年度が載っておりませんが載せられない理由があるのでしょうか。</p>
寺田課長	<p>大変申し訳ございません。これは24年度が1年おきの実施のところ、連続して打ってございまして、これは誤植です。</p> <p>研修期日の方の24年度が余計でございました。本来この日には研修を行っておりません。お詫びして訂正させていただきます。</p> <p>申し訳ございません。誤植でございます。</p>
羽下会長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
羽下会長	<p>それではないようでありますので、以上で本日の協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。</p>

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 1 時 50 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員